

(別表)

介護等の体験受入社会福祉施設一覧

施設名	略記
<b>児童福祉法による施設</b>	
乳児院	乳児
母子生活支援施設	母子
児童養護施設	児童養護
障害児入所施設	障害児入所
児童発達支援センター	児発支セ
児童心理治療施設	児心治
児童自立支援施設	児支援
<b>生活保護法による施設</b>	
救護施設	救護
更生施設	更生
授産施設	生活保護授産
<b>社会福祉法による施設</b>	
授産施設	社会事業授産
<b>老人福祉法による施設</b>	
老人デイサービスセンター	老人デイ
老人短期入所施設	短期入所
養護老人ホーム	養護
特別養護老人ホーム	特養
<b>介護保険法による施設</b>	
介護老人保健施設	介保
<b>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法による施設</b>	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	のぞみの園
<b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b>	
障害者支援施設	障支援
地域活動支援センター	地域

施設名	略記
<b>文部科学大臣が認める施設</b>	
児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	児童デイ
身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	身障デイ
知的障害者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ知的障害者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	知的通所
高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設	福祉サ
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの(軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。)	有料老人
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する事業を行う施設	原爆援護
児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所	指定医療